

## 神戸市立工業高等専門学校に関する規則

2023年4月1日

規則第108号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の使命を定めることを目的とする。

(使命)

第2条 本校の使命は、別記のとおりとする。

(方針)

第3条 本校の使命を達成するための方針を以下のように定める。

- (1) 本校の目的を達成するために本校の教育方針および教育目標を明確に定め、本校の教職員はその遂行に努める。
- (2) 本校の目的を達成するために本校の3つのポリシーを明確に定め、本校の教職員はその遂行に努める。
- (3) 本校の目的を達成するために必要な校務組織を本校内に設置し、本校の教職員はその遂行に努める。

(管理)

第4条 前条の方針の管理は、事務室総務課が行う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃については、神戸市立工業高等専門学校運営改善会議で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

神戸市立工業高等専門学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定める高等専門学校として、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること、並びにその教育及び研究の機能を活用して国際港都神戸の産業及び文化の発展向上に寄与することを使命とする。